

西村委員（民主県政会）

令和2年3月12日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）公立高等学校入学者選抜制度における「自己表現」について

公立高等学校入学者選抜制度に「自己表現」を実施した場合、発達障がい児の門戸が狭まることになると思われるが、対策をどのように考えているのか、教育長の所見を伺う。

（答）

新たな公立高等学校の入学者選抜におきましては、「広島県の15歳の生徒に身に付けさせたい力」が、中学生にどの程度、身に付いているのかをみるため、受検者全員に対し、「自己表現カード」を作成させ、それを活用した「自己表現」を実施することとしております。

「自己表現」につきましては、自分自身の良さや興味・関心のあることなどについて、自分で選んだ言葉や方法で表現することができているかどうかをみるものであり、単に、上手く話せていることなどを評価するものではありません。

また、「自己表現カード」につきましては、受検者が「自己表現」を行うに当たっての補助的なものと位置付けており、文章が上手く書けていることや、きれいに書けていることなど、「自己表現カード」自体は評価しないこととしております。

教育委員会といたしましては、こうしたことに加え、障害のある生徒などに対する合理的配慮も必要であると考えており、高等学校や中学校の校長等の御意見もお伺いしながら、具体的な実施方法等について、しっかりと検討してまいります。